プロジェクト　金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発

項目　第 42 回保険契約専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 42 回保険契約専門委員会（2026 年 5 月 19 日開催）において、金融商品の分類及び測定に関する基準開発の進め方について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（負債性金融商品と資本性金融商品の区分）

2. IFRS 会計基準のアプローチを取り入れた場合の実務的な負担を考慮すると、事務局案の方向性はよいと考える。

3. 金融商品の分類について、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）は金融商品の法的形態や保有目的を基礎とする考え方であり、IFRS 会計基準は契約上のキャッシュ・フローの性質とそれを企業がどのように管理しているかを基礎とする考え方であると理解している。この点、今後の議論によっては日本基準の考え方と IFRS 会計基準の考え方が混在する可能性があると考えるが、この長所や短所について丁寧に検討し、議論を進めていただきたい。

（事業モデルに基づくアプローチの採用）

4. 資料(3)第 35 項の満期保有目的の債券は通常、回収事業モデルの中で保有されていると想定されるという記載に関して、IFRS 会計基準を任意で適用している保険会社の実務においては満期保有目的の債券を回収及び売却事業モデルに分類することが多いと認識している。これに関して、金融商品会計基準の議論が先行した場合、日本基準では簿価評価される保険負債とマッチングするように満期保有目的の債券を回収事業モデルに分類することが想定されているため、IFRS 会計基準と日本基準で事業モデルの評価に関して不整合が生じ、保険会社が対応に苦慮することが考えられる。このため、適用の際には経過措置や柔軟な取扱いを検討していただきたい。

5. IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）及び IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）が合わせて開発された経緯を踏まえると、仮に IFRS 第 17 号と整合的な保険会計が我が国において導入される場合には、金融商品会計基準が先

行して開発されることによる会計上のミスマッチが懸念される。これに関して、IFRS 第 17 号と整合的な保険会計の枠組みが我が国に導入されるまでは IFRS 会計基準における IFRS 第 9 号の適用免除のような経過措置を設けることについて検討していただきたい。

6. IFRS 第 9 号の事業モデルの考え方を取り入れた場合、一定の売却が許容され、テインティング・ルールも不要となると認識しており、企業の実態をより忠実に表現できるという点において、合理性があると考えられるため、事務局の分析に同意する。一方、従来テインティング・ルールが担っていた規律的な要素がなくなることにより、償却原価による測定の適用範囲が過度に広がることや、本来時価評価すべき金融資産まで回収事業モデルに含まれてしまう余地が生じる可能性が懸念され、この点について慎重に確認する必要があると考える。この点、これまでの日本基準が基礎としていた考え方を引き続き考慮しつつ、議論を進めるべきであると考えている。

以　上